



2019年5月1日の改元および10連休に関するお取引について

天皇陛下の御退位および皇太子殿下の御即位に伴い、2019年4月27日から5月6日までが10連休となるほか同年5月1日に改元が行われます。これに伴い当組合とのお取引においてご留意いただきたい点を取りまとめましたので、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

I. 10連休に伴う取扱い

(1) 窓口の営業について

- 10連休中は銀行法の定める休業日となりますことから、当組合の窓口業務はお休みさせていただきます。
- また、連休前後は、窓口が混み合うことが予想されますので、窓口で必要なお手続きにつきましては、連休前にお早めにお願ひ申し上げます。

(2) 連休中のATM等のご利用について

- 連休中もATMは引き続きご利用いただけます。当組合では連休中も現金補填等の対応を行い継続的なATMの稼働に努めていく予定でございますが、設置場所によりましては一部の端末で現金が足りなくなり一時的に稼働を停止するATMが出てくる可能性があります。
あらかじめ連休中に多額の現金が必要となる場合には、連休前にご準備くださいますよう願ひ申し上げます。
- また、連休中に必要となる硬貨の両替等につきましても、連休前のお早めのご準備をお願ひいたします。

(3) 連休中の振込等のお取扱いについて

- 連休中も、全国銀行資金決済ネットワークが休日等に提供する「モアタイムシステム」に接続する金融機関同士であれば、原則、振込の即時入金が可能となります。詳細は、振込の際のATM・インターネットバンキング等の画面をご確認ください。
- ATMやインターネットバンキングの限度額を超える振込につきましては、連休前後は窓口の混雑が予想されますので、連休前にお早めにお手続きください。

- 連休中の海外からの送金につきましては、連休明けに速やかに対応をさせていただきますが、取引の目的等の確認を行わせていただくため、入金までにお時間を頂戴する場合がございますのであらかじめご了承ください。

(4) 口座引落とし日、返済日等の変更

- 10連休中に口座振替日が設定されている場合、口座からの引落日は翌営業日（5月7日）扱いとなりますので、あらかじめ必要な資金の口座へのご入金をお願いいたします。
- 融資取引に係る返済日が10連休中に設定されている場合は、ご契約内容に従い、前営業日（4月26日）扱いまたは翌営業日（5月7日）扱いとなりますので、お利息の取扱い等を含めご契約内容をご確認ください。

(5) 資金計画のご確認について

- 連休に伴い、例えば、給与振込等の出金日が連休前で取引先からの入金日が連休後となるお取引など、各種入出金が通常と異なったスケジュールとなる可能性がございます。当組合におきましても、丁寧にご説明させていただく所存ではございますが、お手元の現金の準備を含めて連休前後や連休中の資金計画を再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。
- なお、連休前に振り出された小切手につきましては、呈示期間が短くなりますのでご注意ください。

(6) 給与振込や預金口座振替等の各種データ、資金計画のご確認のお願い

- 給与振込や口座振替請求等の依頼につきましては、当組合へのデータ持込をお願いしているところですが、持込日が連休中または連休直後となる場合には受付期限が通常よりも早くなる可能性がありますので早めの持込にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 連休前後は、窓口が混み合うことが予想されますので、従業員様の給与に係る源泉徴収税や特別徴収住民税の納付にあたりましては、早めの持込にご協力くださいますようお願い申し上げます。また、源泉所得税につきましては「e-Tax」を利用した電子納税が便利です。これを機にご利用をご検討ください。

(7) 連休中の緊急連絡先について

- キャッシュカード、通帳、印鑑をなくされたとき

あかぎ信用組合 緊急連絡専用フリーダイヤル 0120-869119

Ⅱ. 改元に伴う対応

(1) 手形・小切手の取扱い

- 改元後における「平成」表記の手形・小切手用紙のご利用について
「平成」表記の手形・小切手用紙は改元後（2019年5月1日以降）もご利用いただけます。
「平成」表記の手形・小切手用紙を改元後も使用する際には、「平成」の文字を新元号に修正いただきますが、新元号表記への修正や訂正印がない場合でも、金融機関はこれを新元号によるものと読み替えて取り扱うため、不渡りとなることはありません。
- 改元前に改元日以降の支払期日を記入する際の留意点
改元前に手形を振り出す際の支払期日の記載は、支払期日が改元日以降であっても「平成」表記で記載することで問題ありません。なお、新元号発表から改元までの間（2019年4月1日～2019年4月30日）に手形を振り出す際に、改元日以降の支払期日を記入する場合は、「平成」表記でも新元号表記に修正いただいてもどちらでも構いません。
- 元年表示について
手形・小切手の新元号の表示方法は、「（新元号）元年×月×日」、 「（新元号）1年×月×日」のどちらでも差し支えありません。

(2) 各種帳票類に関する取扱い

- 当組合では、お客さまにご記入いただく申込書や当組合が発行する明細等の各種帳票類において元号を使用している場合があります。新元号が公表され次第に各種帳票類の差替作業を順次で進めさせていただきますが、状況によりましては改元日には間に合わず、5月1日以降も引き続き「平成」表記の帳票をご利用いただくことがございますのであらかじめご了承くださいませ。